

社会福祉法人十条龍谷会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 十条龍谷会（以下「当法人」という）定款8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長及び常務理事及びこの法人を主たる勤務場所とする理事）については、報酬、賞与、及び退職手当を支給する。また、理事会に出席した場合については別途、別表第1（2）に定める額を支給するものとする。ただし、報酬、賞与の総額が36,000,000円を超えない範囲で支給するものとする。
 - (2) 非常勤役員等（常勤役員以外）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、報酬の総額が1,000,000円を超えない範囲で支給するものとする。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、当法人職員を兼務している役員等については職員給与規程第52条に基づき支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、実費精算又は職員給与規程第41条に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第15条第2項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とし、決算賞与は3月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、6ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和2年7月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和7年6月10日より一部改正する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

(1)

役職名	報酬の額
理事長	月額1,800,000円以内
常務理事	月額800,000円以内
理事	月額450,000円以内

(2)

	日 額
理事会・評議員会への出席	15,000円

別表第2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	月額報酬2ヶ月分以内
12月の賞与	月額報酬2ヶ月分以内
決算賞与	月額報酬2ヶ月分以内

別表第3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席、その他法人及び施設、事業所業務のための出勤	15,000円

(2) 理事

	日 額
理事会・評議員会への出席、その他法人及び施設、事業所業務のための出勤	15,000円

(3) 監事

	日 額
理事会・監事監査等への出席、その他法人及び施設、	15,000円

事業所業務のための出勤	
-------------	--

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	1 5, 0 0 0 円

別表第 5（職員給与との併給）

	日 額
理事会・評議員会への出席	1 5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会への出席	1 5, 0 0 0 円